札幌市告示第 206 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和６年１月 19 日

札幌市長　秋　元　克　広

記

１　契約担当部局

〒060-0012　札幌市中央区北 12 条西 20 丁目２－１
札幌市中央卸売市場水産棟４階
札幌市経済観光局中央卸売市場管理課管理係
電話：011-611－3111　FAX：011-611-3138
メールアドレス：shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

２　入札に付する事項

⑴　役務の名称
中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務

⑵　調達案件の仕様等
入札説明書による。

⑶　履行期間
令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで

⑷　履行場所
入札説明書による。

⑸　入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が建物清掃業に登録されており、かつ、Ａ又はＢの等級区分に該当する者であること。

⑶　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑷　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑸　入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア　資本関係

(ｱ)　子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。(ｲ)において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。(ｲ)において同

じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ｱ) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a からｄまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑹ 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

⑺ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の２第１項第１号に基づく建物清掃業又は同第８号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

⑻ 令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

⑼ 告示日を起点とした過去２年間において、入札告示で示した調達役務と同種の契約実績（仕様書に掲げる清掃対象延面積（12,194 ㎡）以上の施設における清掃業務（契約が分割されていたとしても同一施設内の清掃対象延面積の合計が 12,194 ㎡以上）であり、かつ、６か月以上の契約期間であること）を有すること。

⑽ 本告示に示した役務の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

⑾ 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(10)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

4　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記１に同じ。また、契約条項等は札幌市中央卸売市場ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

（掲載先 URL：https://www.sapporo-market.gr.jp/blog/?p=49746）

⑵　入札書の受領期限

令和６年２月 13 日（火）17 時 00 分（送付による場合は必着）

⑶　開札の日時及び場所

令和６年２月 14 日（水）10 時 00 分

札幌市経済観光局中央卸売市場水産棟４階　Ａ・Ｂ会議室

（札幌市中央区北12条西20丁目２－１）

⑷　入札書の提出方法

入札書は、持参又は送付により提出すること。

5　入札手続等

⑴　入札保証金　　免除

⑵　契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

⑶　入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　　要

⑸　最低制限価格の設定　　有

⑹　落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合は、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該候補者を、入札参加資格のない者のした入札と

見なし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格を持って入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

⑺　詳細は入札説明書による。

別　紙

## 労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項

委託者（札幌市）は、役務契約について、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に従事する労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況の確認を行うことができるものとし、受託者は、委託者からの求めに基づき、下記のとおりこれに応ずるものとする。

記

１　労働者の労働環境に関する書面の提出

受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

(1) 業務従事者名簿（様式１）及び業務従事者配置計画書（様式２）

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿（様式１）」及び「業務従事者配置計画書（様式２）」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(2) 業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式３）

労働者（上記(1)の「業務従事者名簿（様式１）」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式３）」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。なお、複数年契約のものにあっては、履行期間内において、１年毎に１回当該書類を提出すること。

(3) 業務従事者支給賃金状況報告書（様式４）

労働者の支給賃金状況を確認するため、年１回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書（様式４）を提出すること。

２　労務管理に係る書類

次のいずれかに該当する場合にあっては、受託者は、上記１の書面のほか、契約約款第 16 条第２項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

(1) 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの

(2) 上記１の書面での確認において疑義が生じたもの

※この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式１－１
年　　月　　日

# 業　務　従　事　者　名　簿（一般用）

（あて先）札　幌　市　長

住　　所
受託者　　商号又は名称
代表者氏名

次の業務において、業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者の名簿を提出いたします。

業務名　　中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務

| | 氏　　名<br>（雇用年月日） | 年齢 | 雇用契約上の所定労働時間等 | | 社会保険の加入状況 | 備　　考<br>（資格等） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | （　年　月　日雇用） | | 日：　時間 | 週：　時間 | 健康保険 | |
| | | | ※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度<br>（　変形労働時間制　・　監視断続的労働　） | | 雇用保険 | |
| 2 | （　年　月　日雇用） | | 日：　時間 | 週：　時間 | 健康保険 | |
| | | | ※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度<br>（　変形労働時間制　・　監視断続的労働　） | | 雇用保険 | |
| 3 | （　年　月　日雇用） | | 日：　時間 | 週：　時間 | 健康保険 | |
| | | | ※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度<br>（　変形労働時間制　・　監視断続的労働　） | | 雇用保険 | |
| 4 | （　年　月　日雇用） | | 日：　時間 | 週：　時間 | 健康保険 | |
| | | | ※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度<br>（　変形労働時間制　・　監視断続的労働　） | | 雇用保険 | |
| 5 | （　年　月　日雇用） | | 日：　時間 | 週：　時間 | 健康保険 | |
| | | | ※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度<br>（　変形労働時間制　・　監視断続的労働　） | | 雇用保険 | |
| 6 | （　年　月　日雇用） | | 日：　時間 | 週：　時間 | 健康保険 | |
| | | | ※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度<br>（　変形労働時間制　・　監視断続的労働　） | | 雇用保険 | |
| 7 | （　年　月　日雇用） | | 日：　時間 | 週：　時間 | 健康保険 | |
| | | | ※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度<br>（　変形労働時間制　・　監視断続的労働　） | | 雇用保険 | |
| 8 | （　年　月　日雇用） | | 日：　時間 | 週：　時間 | 健康保険 | |
| | | | ※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度<br>（　変形労働時間制　・　監視断続的労働　） | | 雇用保険 | |
| 9 | （　年　月　日雇用） | | 日：　時間 | 週：　時間 | 健康保険 | |
| | | | ※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度<br>（　変形労働時間制　・　監視断続的労働　） | | 雇用保険 | |
| 10 | （　年　月　日雇用） | | 日：　時間 | 週：　時間 | 健康保険 | |
| | | | ※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度<br>（　変形労働時間制　・　監視断続的労働　） | | 雇用保険 | |

（注）「法定」とは、労働基準法第32条に定める労働時間（原則として、一日につき８時間、一週間につき40時間）を意味する。

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式２

# 業務従事者配置計画書

通常の業務日1日当たりの労働者の配置計画を報告します。

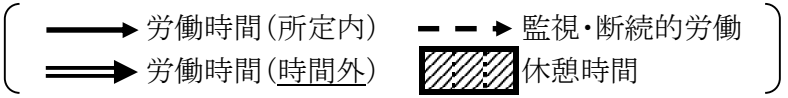


業務名　中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務

| 従事者No. | 従事者区分(A・B・C) | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 | 1日の労働時間等(単位:時間) 労働時間 | 休憩時間 | 変形労働時間制 |
|---|---|---|---|---|---|
| | A・B・C | | | | |
| | A・B・C | | | | |
| | A・B・C | | | | |
| | A・B・C | | | | |
| | A・B・C | | | | |
| | A・B・C | | | | |
| | A・B・C | | | | |
| | A・B・C | | | | |
| | A・B・C | | | | |
| | A・B・C | | | | |
| 合　計 | | | | | |

| 時間帯別従事者人数(1時間単位で記載) | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 | 合計 |
|---|---|---|
| A | | |
| B | | |
| C | | |
| 合　計 | | |

複数労働者でローテーションを組んでいる場合は、業務従事者名簿（様式１）により報告したすべての労働者について記載する必要はありません。

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式３－１

年　　月　　日

# 業務従事者健康診断受診等状況報告書（一般用）

（あて先）札　幌　市　長

住　　所

受託者　　商号又は名称

代表者氏名

下記１の業務に日常的に従事（常駐）している労働者（「業務従事者名簿（様式１－１）」により報告した労働者）の労働安全衛生法に基づく健康診断について、当該年度（昨年４月～本年３月）の受診状況を下記２のとおり報告いたします。

記

１　業　務　名　　中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務

（※業務履行期間：令和６年４月１日～令和７年３月31日）

２　健康診断受診状況

| 氏　　名 | | 社会保険の加入状況 | | 健康診断受診状況 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 健康保険 | 雇用保険 | | |
| 1 | | | | ・受診済み（　　年　　月　　日）<br>・受診予定（　　年　　月頃）<br>・受診なし ※備考欄に理由を記載 | |
| 2 | | | | ・受診済み（　　年　　月　　日）<br>・受診予定（　　年　　月頃）<br>・受診なし ※備考欄に理由を記載 | |
| 3 | | | | ・受診済み（　　年　　月　　日）<br>・受診予定（　　年　　月頃）<br>・受診なし ※備考欄に理由を記載 | |
| 4 | | | | ・受診済み（　　年　　月　　日）<br>・受診予定（　　年　　月頃）<br>・受診なし ※備考欄に理由を記載 | |
| 5 | | | | ・受診済み（　　年　　月　　日）<br>・受診予定（　　年　　月頃）<br>・受診なし ※備考欄に理由を記載 | |
| 6 | | | | ・受診済み（　　年　　月　　日）<br>・受診予定（　　年　　月頃）<br>・受診なし ※備考欄に理由を記載 | |
| 7 | | | | ・受診済み（　　年　　月　　日）<br>・受診予定（　　年　　月頃）<br>・受診なし ※備考欄に理由を記載 | |
| 8 | | | | ・受診済み（　　年　　月　　日）<br>・受診予定（　　年　　月頃）<br>・受診なし ※備考欄に理由を記載 | |
| 9 | | | | ・受診済み（　　年　　月　　日）<br>・受診予定（　　年　　月頃）<br>・受診なし ※備考欄に理由を記載 | |
| 10 | | | | ・受診済み（　　年　　月　　日）<br>・受診予定（　　年　　月頃）<br>・受診なし ※備考欄に理由を記載 | |

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式4

# 業務従事者支給賃金状況報告書

業務従事者名簿で報告した労働者の　　年　月に支給した支給賃金状況を次の表のとおり報告します。

商号又は名称

業務名　中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務　　作 成 者　　（連絡先　　）

| 業務従事者 | | | 所定労働時間（実績） | | | | 1月の所定労働日数 | 基本給形態（金額） | 月支給額内訳（時給・日給は月額合計） | | 月支給合計③（①＋②） | 月～ 月末までの賞与等 | 社会保険加入状況 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| No. | 年齢 | 区分 | 日 | 週 | 月 | ※左記の時間が法定労働時間を超えている場合の手続等 | | | 給与A ①<br>基本給<br>その他 | 給与B ②<br>通勤手当<br>精皆勤・家族手当 | | | 雇用保険 | 健康保険 | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式4

| 業務従事者 | | | 所定労働時間（実績） | | | | 1月の所定労働日数 | 基本給形態（金額） | 月支給額内訳（時給・日給は月額合計） | | 月支給合計③（①＋②） | 月～ 月末までの賞与等 | 社会保険加入状況 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| No. | 年齢 | 区分 | 日 | 週 | 月 | ※左記の時間が法定労働時間を超えている場合の手続 | | | 給与A ①<br>基本給<br>その他 | 給与B ②<br>通勤手当<br>精皆勤・家族手当 | | | 雇用保険 | 健康保険 | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |
| | ア 40歳未満<br>イ 40歳以上65歳未<br>ウ 65歳以上 | A<br>B<br>C | | | | ・変形労働時間制<br>・監視・断続的労働<br>・その他（　　） | | 月給・日給・時給<br>（　　）円 | | | | | | | |

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。